

運営指導事前提出書類一覧

提出書類	サービス種別	居宅系サービス						居宅介護支援	施設系・居住系サービス						
		訪問介護	訪問入浴	訪問看護	通所介護	居宅療養管理指導	福祉用具注3		特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設注4	短期入所生活介護	介護老人保健施設	短期入所療養介護	介護療養型医療施設	短期入所療養介護
				訪問リハ	通所リハ										
<b>事前提出調書【各2部又は各3部 ※通知に記載の部数を提出してください。】</b>		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
※事前提出調書添付書類【各2部又は各3部 ※通知に記載の部数を提出してください。】															
(1) パンフレット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 運営規程		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(3) 重要事項説明書(様式)	※袋とじ・割り印、その他押印等は不要です。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(4) 契約書(様式)	※袋とじ・割り印、その他押印等は不要です。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(5) 施設(事業所)平面図		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(6) 勤務予定表	※事前提出調書作成月の前3箇月分	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(7) 勤務実績表	※事前提出調書作成月の前3箇月分	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(8) ケアプラン 介護サービス計画書	※サービス種別ごとに利用者1名分の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎	◎	
	※第1号事業(介護予防)を実施している場合は、当該事業利用者1名分の写し 注5	◎		◎	◎	○	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
<b>2 自主点検表【各2部又は各3部 ※通知に記載の部数を提出してください。】</b>		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
<b>3 加算等自己点検シート【各2部又は各3部 ※通知に記載の部数を提出してください。】</b>		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
※介護給付費については、盛岡市ホームページからダウンロードした様式 注6 ※第1号事業を実施している場合は、当該事業分 注7															

注1 ◎は提出必須(既存資料がある場合は、写しを提出)、○は作成等していない場合は提出不要です。

注2 居宅系サービスは、介護予防も含まれます。共通する場合は省略可能です。

注3 福祉用具は、「福祉用具貸与」及び「特定福祉用具販売」をいいます。

注4 介護老人福祉施設は、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームに係る指導監査を同時に実施する場合、次のとおりとしてください。

① 指定介護老人福祉施設分について、「1事前提出調書」及び「2自主点検表」は特別養護老人ホームと共通です。

※「1事前提出調書」の添付書類のうち、特別養護老人ホームと共通のものについては省略して差し支えありません。

② 短期入所生活介護分については、上記「事前提出調書添付書類」(1)～(8)のうち、該当する書類(①と共通する書類を除く)を提出してください。

③ 各種加算自己点検シートについては、介護老人福祉施設、短期入所生活介護費(介護予防を含む。)を提出してください。

注5 ケアプラン・介護サービス計画書は直近に作成(更新)したものについて、指導対象サービスごとに任意の利用者1名分の写しを提出してください。

なお、居宅介護支援事業所においては、任意の利用者1名分の写しを提出してください(サービスごとの提出は不要です。)

注6 「各種加算等自己点検シート」及び「各種加算・減算適用要件等」は盛岡市ホームページに掲載しています。

注7 第1号事業に関する様式は、盛岡市ホームページに掲載しています。